

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

- 保安林の指定予定

治山課

### 【公告】

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 公共測量の実施
- 河川整備計画の変更案の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

河川課

建築指導課

### 【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

### 【正誤】

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

- 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の禁止の正誤

畜産課

担当課（室）

◎岡山県告示第四百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社グリーンポーター

住所 岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の1

氏名 代表取締役社長 葛野 一彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社グリーンポーター 押刈工場

所在地 岡山県津山市押刈字大土原22番地

# 令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

## (3) 排水口に関する事項

排水口番号	No.5~12		No.4				No.3	
	新設		変更前		変更後		廃止	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	—	—	3	6	133	156	130	150
pH	—		5.8~8.6		同左		同左	
BOD (mg/L)	—	—	20	20	30	150	30	160
COD (mg/L)	—	—	30	30	30	160	同左	
SS (mg/L)	—	—	50	50	40	190	40	200
油分 (mg/L)	—	—	2	2	5	29	5	30
T-N (mg/L)	—	—	20	20	10	120	10	120
T-P (mg/L)	—	—	3	3	1	16	1	16
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—	<3000	<3000	同左		同左	

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年11月25日から同年12月16日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第四百八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 カニヨク々々木株式会社

住所 岡山県井原市上出部町59-5

氏名 取締役社長 千々木弘道

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 カニヨク々々木株式会社

所在地 岡山県井原市上出部町59-5

# 令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	32-ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (16)		32-ニ 有機顔料又は合成染料 の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (11)		同左	
能	力	38kg/日		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2ヶ月に1回稼働 連続8時間		2ヶ月に1回稼働 連続5時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.4	0.5	4.0	5.0	3.6	4.5
	p H	10~13	10~13	10~13	10~13	同左	
	B O D (mg/L)	2,625	3,281	2,691	4,375		
	C O D (mg/L)	5,370	6,712	5,504	8,950		
	S S (mg/L)	12	15	12.3	20		
	油 分 (mg/L)	169	211	173	283		
	T - N (mg/L)	42	53	43	70		
	T - P (mg/L)	9	11	9	17		
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	オゾン処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	凝集沈殿オゾン酸化処理施設				同左				
構 造	S U S 316コンクリート				同左				
主 要 寸 法	2,100mm×3,980mm				同左				
能 力	450m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、オゾン酸化処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続1～8時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	20.5	274.2	34.5	291.7	20.5	274.2	34.5	291.7
	p H	7～12	7～12	7～8.6	7～8.6	7～12	7～12	7～8.6	7～8.6
	B O D (mg/L)	91	293	4.8	60	89.6	4,375	4.8	60
	C O D (mg/L)	693	1,335	5.8	60	691.2	8,950	5.8	60
	S S (mg/L)	918	1,181	1	26	918	4,625	1	26
	油 分 (mg/L)	6	21	1	5	6	283	1	5
	T - N (mg/L)	18	23	1.65	6	18	70	1.65	6
	T - P (mg/L)	4	5	0.06	0.2	4	17	0.06	0.2
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	<3,000	<3,000	無数	無数	<3,000	<3,000	

(5) 汚水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年11月25日から同年12月16日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第四百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和四年十一月十五日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。  
令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

小畑 淳 史

肢体不自由、腎臓

小畑醫院

津山市大田四五二一六

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

山本 洸 一

聴覚、平衡、音声・言語機能、そしやく機能  
肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸

耳鼻咽喉科 山本医院  
大山胃腸科放射線内科

大山 泰

津山市南新座三一  
井原市西江原町一四七〇一一

◎岡山県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町品田字能勢谷一三二八の一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



# 令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

〔五七四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備 玉野西地区 宇藤木水路、加茂崎水路、泉屋水路、脇浦新田水路、南七区水路）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 玉野西地区 宇藤木水路、加茂崎水路、泉屋水路、脇浦新田水路、南七区水路）変更計画書

## 二 縦覧の期間

令和四年十一月二十五日から同年十二月十六日まで

## 三 縦覧の場所

玉野市役所

令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

〔五七五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町及び久米郡美咲町地内	測量区域
公共測量（数値地形図データ作成）	測量の種類
令和四年一月二十六日から令和六年一月十日まで	測量期間

〔五七六〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により、次の河川整備計画の変更案について、縦覧に供する。この河川整備計画の変更案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十五日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更する河川整備計画の名称

一級河川旭川水系中流ブロック河川整備計画

二 縦覧の期間

令和四年十一月二十五日から同年十二月二十六日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課、岡山市北区役所御津支所産業建設課、岡山市北区役所建部支所産業建設課、赤磐市建設事業部建設課、久米南町建設水道課、美咲町建設課及び吉備中央町建設課

令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

〔五七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本二八一―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田三二五―一キヤトルセゾン二〇三

田邊 和寛

田邊 和

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十二日岡山県指令建指第二七七号

# 令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

〔五七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九―一五、字山本二八―一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一三〇五―一サンライフ・チェリオ二〇二号

吉田 啓史

吉田 幸恵

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月十二日岡山県指令建指第二七八号

◎岡山県選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。  
令和四年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
天野英雄後援会	天野英雄	清水明	笠岡市笠岡一八六三一	令和四・一〇・三
市真奈美後援会	市真奈美	市真奈美	津山市山北六三六一一二	一〇・〇・四
上山はるうみ後援会	中山肇	三浦光一朗	〃 小原一〇九一一一三	一〇・〇・二八
桑田けい子後援会	桑田桂子	桑田郁久	岡山市中区土田一六九一一六	一〇・〇・一三
すみや忍後援会	角屋忍	角屋淳子	〃 北区青江五―五―四―A一〇二	〃
長岡まさかつ後援会	長岡将克	長岡広子	〃 〃 北方二―五―二六―四	〃
難波啓祐後援会	難波啓祐	難波啓祐	浅口郡里庄町新庄二七―四―一三	一〇・〇・三一
早野けん一を応援する会	早野賢一	早野優子	岡山市中区乙多見三四二―一五	一〇・〇・一三
福本崇後援会	福本崇	福本崇	玉野市和田五―九―二一	一〇・〇・三一
山田ひろ子後援会	山田浩子	山田敬治	和气郡和气町大中山九八―一―一	一〇・〇・一三
わくわくする市政を創る会	清水信光	清水信光	岡山市中区清水三四六―一―GV備岡三〇二	一〇・〇・四

◎岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。  
令和四年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部		異動事項		岡山県選挙管理委員会	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	国会議員関係政治団体の名称	国会議員関係政治団体の名称	異動年月日
参政党岡山支部	寺田宗清	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	令和四・一〇・二〇
〃	〃	〃	政党の支部	その他の政治団体の支部	〃
自由民主党御津支部	杉本博	〃	林喜美子	中務眞次	〃
立憲民主党岡山県第1区	原田謙介	〃	原田謙介	柚木道義	〃
総支部	〃	〃	〃	柚木道義	〃
立憲民主党岡山県第5区	はたともしこ	〃	はたともしこ	柚木道義	〃
総支部	〃	〃	〃	〃	〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	代表者の氏名	異動年月日
佐古かずた後援会	高杉恭一郎	新	高杉恭一郎	石井啓二	令和四・一〇・三
TKC平沼正二郎政経研	宇野元浩	〃	岡山市南区豊成一―五―三税理士法人エフ・エム・エス内	岡山市南区豊成一―五―三	〃
研究会	〃	〃	わたなべ直子後援会	わたなべ直子後援会	〃
わたなべ直子後援会	渡邊直子	〃	わたなべ直子後援会	渡邊直子後援会	〃

◎岡山県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。  
令和四年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

信念 想いをカタチに

千田昌寛

令和四・九・三〇

千田まさひろ後援会

千田昌寛

〃

美作の未来を考える会

花房尚

〃 一〇・一



◎岡山県選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。  
令和四年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会  
委員長 大林裕一

者（代表者）の氏名	資金管理団体の届出をした 公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
天野英雄	岡山県議会議員	天野英雄後援会	笠岡市笠岡一八六三―一	令和四・一〇・三
桑田桂子	岡山市議会議員	桑田けい子後援会	岡山市中区土田一六九―一六	一〇・一三
角屋忍	岡山県議会議員	すみや忍後援会	〃 北区青江五―五―四―A一〇二	〃
長岡将克	岡山市議会議員	長岡まさかつ後援会	〃 〃 北方二―五―二六―四	〃
早野賢一	岡山市議会議員	早野けん一を応援する会	〃 〃 中区乙多見三四二―一五	〃
山田浩子	和气町議会議員	山田ひろ子後援会	和气郡和气町大中山九八一―一	〃

◎岡山県選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。  
令和四年十一月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

資金管理団体の名称

千田昌寛

千田まさひろ後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和四・九・三〇

令和4年11月25日 岡山県公報 第12451号

〔九〕令和四年十一月四日付け（号外）公布岡山県告示第四百七十一号の二（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の禁止）に誤りがあった。

一	行
岡山県告示第四百七十一号の二	誤
岡山県告示第四百七十一号の二	正